

平成31年2月27日  
新潟市契約課

関係各位

**平成31年3月1日以降適用の「公共工事設計労務単価」並びに  
「設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置について**

平成31年3月1日以降適用の公共工事等設計労務単価（新労務単価）並びに設計業務委託等技術者単価（新技術者単価）について、本市では国の単価改正の趣旨を踏まえ下記のとおり取り扱うことといたしましたのでお知らせいたします。

**記**

**1. 措置の内容**

- (1) 平成31年2月28日以前に入札公告並びに指名通知し、平成31年3月1日以降契約を締結する請負工事・建設コンサルタント業務委託で、旧労務単価並びに旧技術者単価により予定価格を積算した工事請負・業務委託契約については、受注者の請求によって平成31年3月1日以降適用の新労務単価並びに新技術者単価に基づく請負（委託）代金額に変更できるものとします。
- (2) 平成31年3月1日以降に入札公告並びに指名通知し、平成31年3月1日以降契約を締結する請負工事・建設コンサルタント業務委託で旧労務単価並びに旧技術者単価により予定価格を積算した工事請負・業務委託契約については、機労材すべてを契約後、速やかに平成31年3月1日以降適用の新単価での変更契約いたします。
- (3) 既契約工事の残工事期間が2か月以上で、単価改正前と改定後の差額が1%を超える額について、工事請負契約約款第26条第6項（インフレスライド）を適用し発注者・受注者協議のうえ、適切に対処いたします。

**2. 技能労働者への適切な水準の賃金支払いについて**

上記に伴い、請負代金額が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引上げ等について適切な対応をお願いします。

**3. 社会保険の加入について**

元請企業は法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）を適切に含んだ額による下請契約の締結を、また下請企業は、技能労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、労働者を社会保険に加入させるよう努めてください。